

子育て短期支援事業のお知らせ

伯耆町では、児童を養育している保護者の方が、疾病などにより一時的に家庭でお子さんを養育することができなくなったときに、児童福祉施設に預けることができる「子育て短期支援事業(児童ショートステイ)」を実施します。

【対象者】

町内に居住する18歳未満の児童

【利用条件及び期間】

保護者が社会的理由または精神的理由により、家庭での養育が困難となった場合、原則7日間以内

- ・社会的理由…病気、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、学校等の公的行事への参加など
- ・精神的理由…育児疲れなど

【問い合わせ・申請先】 福祉課 福祉支援室 ☎68-5534

【手続方法】

子育て短期支援事業利用申込書を提出してください。

【注意事項】

- ・利用が決定になった場合、児童の施設への送迎は保護者が行ってください。
- ・受け入れ可能な施設がないときには、利用を制限する場合があります。

【負担額】 (児童1人当たり日額)

区分	保護者負担額
2歳未満児	5,350円
2歳以上児	2,750円

※市町村民税非課税世帯の児童の保護者負担額は、年齢にかかわらず1,100円となります。
※生活保護世帯の負担はありません。



介護保険料の納付のお願い

65歳以上の方の介護保険料は、原則年金からの天引きとなりますが、次の方は、天引きにはなりません。7月中旬に南部箕蚊屋広域連合から納付書を送付しますので、納期限までに納めてください。

年金天引きにならない方

- ・年金の額が年額18万円未満の方
- ・4月1日の時点で年金を受けていない方
- ・新たに65歳になられた方や新たに伯耆町に転入された方
- ・年金を担保に融資を受けている方や年金が一時差し止めになった方など

介護保険料額 (平成24~26年度)

段階	対象者	年額
第1段階	生活保護受給者・市町村民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者	29,100円
第2段階	市町村民税非課税世帯で、公的年金収入+合計所得金額が80万円以下	29,100円
第3段階	市町村民税非課税世帯で、上記以外	43,600円
第4段階	市町村民税課税世帯で、本人非課税	58,200円
第5段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が190万円未満	72,700円
第6段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満	87,300円
第7段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が290万円以上490万円未満	98,900円
第8段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が490万円以上	104,700円

※納付書での納付の方には、納め忘れがないように口座振替の手続きをお奨めします。

※4月から6月に新たに65歳になられた方には7月に、7月から3月に65歳になられる方にはその翌月に納付書が届きます。(新たに転入された方も同様です。)

【問い合わせ先】 南部箕蚊屋広域連合 ☎39-6222
健康対策課 生活相談室 ☎68-5535

美保基地体験搭乗者募集

美保基地では、輸送機の体験搭乗の一般募集を行います。



と き 9月22日(土)

応募方法

ハガキ1枚につき2名様まで申し込みます。

と ころ 航空自衛隊美保基地

官製ハガキに搭乗希望機種、搭乗希望者全員の郵便番号、住所、氏名、年齢、電話番号(携帯電話をお持ちの方は携帯電話も記入)を必ず記入して申し込んでください。(学生は、学年も記入)

体験搭乗機種及び募集人員

C-1型輸送機 320名
YS-11型輸送機 120名

※小学生以上でなければ応募できません。小学生の方は、保護者同伴での申し込みとなります。(小学生のみの搭乗はできません。)

応募期限 8月17日(金)(必着)

※希望機種は、予告なく変更される場合がございますので、御了承下さい。

そ の 他 抽選の結果、当選者には8月31日以降に『体験搭乗券』の発送をもってお知らせいたします。

【問い合わせ・応募先】

〒684-0053 境港市小篠津町2258 航空自衛隊 美保基地渉外室
☎45-0211 ホームページ <http://www.mod.go.jp/asdf/miho/>

第18回 オールジャパンジュニア トライアスロンin伯耆 ボランティア募集

と き 8月19日(日) 6:30~14:00

と ころ 伯耆町総合スポーツ公園

内 容 選手誘導、飲食物の提供、競技補助など

申込メ切 7月中旬

ボランティア参加者には、昼食・Tシャツを用意します。



【問い合わせ・申込み先】

オールジャパンジュニアトライアスロンin
伯耆事務局(伯耆町総合スポーツ公園内)
☎68-3775

8月3日は司法書士の日 全国一斉司法書士 無料相談を実施します

鳥取県司法書士会では、8月3日の司法書士の日を記念し、無料相談を実施します。日常生活で悩みやトラブルを抱えている方など、お気軽にご相談ください。

と き 8月3日(金)10:00~16:00

と ころ 鳥取県内すべての司法書士事務所

相談例

- ・相続したが、土地や家屋の名義をまだ変えていない。
- ・ひとり暮らしの老後を安心して過ごしたい。
- ・何年も返済を続けてきた借金が、一向に減らない。
- ・アパートを退去する際、多額の原状回復費を請求された。

【問い合わせ先】

〒680-0022 鳥取市西町1丁目314番地
鳥取県司法書士会
☎0857-24-7013 FAX0857-24-6081
ホームページ
<http://homepage2.nifty.com/tottori-shihoshoshi/>